

平成30年度 新潟市除雪要援護世帯助成金交付モデル事業 について

新潟市 西区役所 建設課

西区役所では、高齢者や障がい者など自力による除雪が困難な世帯（除雪要援護世帯）に対して、地域コミュニティ協議会、自治会、PTAやボランティア団体などの団体が自主的に除雪を実施していただいた場合に助成金を交付する事業を実施しています。

（１）対象とする団体

- ・地域コミュニティ協議会
- ・自治会、町内会
- ・PTA、ボランティア団体等の営利を目的としない団体

（２）奨励金交付団体となれる条件

- ・除雪作業に従事できる構成員が5名以上の団体とします。

あらかじめ、団体名、構成員、除雪要援護世帯などを示した書類を提出し、登録していただくことを条件とします。

（３）交付対象となる除雪の範囲

- ・西区における登録団体の活動区域内で、次の範囲とします。
 - (1) 除雪要援護世帯の玄関から除雪されている道路までの間
 - (2) 除雪要援護世帯の玄関前にある寄せ雪（車道除雪機械による置き雪）

※除雪要援護世帯・・・高齢者や障がい者などで、自宅前の除雪が自力では困難であると、登録団体が認めた世帯

（４）交付対象となる積雪基準

- ・周辺道路の積雪が概ね10cmに達し、かつ、除雪要援護世帯から除雪の要請があり、登録団体が必要と判断する場合

【備考】 ・市の実施する歩道除雪は、積雪20cm以上の場合実施します。
・積雪10cmは、市の車道除雪の実施基準と同じです。

（５）交付の対象期間

- ・平成30年12月1日（団体登録後）～翌年3月31日までの間に実施した除雪

（６）交付対象となる除雪の方法

- ・除雪機械（ハンドガイド式）、スコップ・スノーダンプなどの道具を使用する作業

(7) 除雪実施の確認

除雪を実施した場合、毎月末までに、西区建設課へ下記書類を提出してください。

- (1) 助成金交付申請書
- (2) 除雪実施箇所を記入した位置図
- (3) 実績明細書

(8) 助成金の支払額

・除雪要援護世帯の除雪1回につき1世帯当たり500円

(9) 登録申請書類の提出期限

・随時 ※団体登録後から助成金の交付対象になります。

問い合わせ・提出先 : 西区役所 建設課 管理係
〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号
電話 : 025-264-7661

※ 様式・記載例は新潟市ホームページからもダウンロードできます。
新潟市トップページ>暮らし・手続き>区の暮らしに関する情報
>西区の暮らしに関する情報>生活全般>除雪費助成について

(登録申請)
に提出
団体から建設課

第1号様式 新潟市除雪要援護世帯助成金交付モデル事業
登録申請書兼口座振替申込書

第2号様式 除雪要援護世帯名簿
除雪する対象世帯の位置図を添付が必要

(登録通知)
に交付
建設課から
団体

第3号様式 新潟市除雪要援護世帯助成金交付モデル事業団体登録通知書
第1～2号様式の書類を審査した後に通知するもの

(助成金交付申請)
に提出
団体から建設課

第4号様式 新潟市除雪要援護世帯助成金交付申請書
除雪実施日、世帯数などを記載し、助成金の交付を申請する

第5号様式 実績明細書
除雪した除雪要援護世帯の住所、世帯主名、除雪参加者数など